

平成23年3月2日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成23年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
4番	伊賀光男君	5番	阿部幸夫君
6番	高橋利典君	7番	渋谷秀夫君
8番	高橋幸彦君	9番	尾口慶悦君
10番	色川晴夫君	11番	赤間 洵君
12番	太齋雅一君	13番	後藤良郎君
14番	片山正弘君	15番	菅野良雄君
16番	今野 章君	17番	小幡公雄君
18番	櫻井公一君		

---

欠席議員（1名）

3番 高橋辰郎君

---

説明のため出席した者

町 長	大橋健男君
副 町 長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西 傳君
会計管理者	大友 忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野 茂君
参事兼総務管理班	櫻井一夫君
教 育 長	米川 稔君



【白萩会館、華園集会場】

- 〓 第14 議案第10号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【名籠支館、古浦集会場、三浦支館、左坂支館】
- 〓 第15 議案第11号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター】
- 〓 第16 議案第12号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター】
- 〓 第17 議案第13号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【蒲サブセンター、大日向サブセンター、中オサブセンター、  
萱倉支館】
- 〓 第18 議案第14号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【上竹谷生活センター】
- 〓 第19 議案第15号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【北松島公会堂、小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上  
幡谷生活センター】
- 〓 第20 議案第16号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【根廻分館、後根廻支館】
- 〓 第21 議案第17号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【初原コミュニティーセンター、上初原支館】
- 〓 第22 議案第18号 指定管理者の指定について（朗読説明）  
【桜渡戸分館】
- 〓 第23 議案第19号 町道の路線認定について（朗読説明）
- 〓 第24 議案第20号 町道の路線変更について（朗読説明）
- 〓 第25 議案第21号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（朗読説  
明）
- 〓 第26 議案第22号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につ  
いて（朗読説明）
- 〓 第27 議案第23号 平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第2号）について  
（朗読説明）
- 〓 第28 議案第24号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

ついて（朗読説明）

- 〳 第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について（朗読説明）
- 〳 第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 5 号）について（朗読説明）
- 〳 第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について（朗読説明）
- 〳 第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 2 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について（朗読説明）
- 〳 第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度松島町一般会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度松島町国民健康保険特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計予算について（朗読説明）
- 〳 第 4 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 〳 第 4 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第1回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町

ほか2名であります。

また、きょう、3番高橋辰郎議員、体調不良により欠席の届け出が出ておりますので、お知らせをいたしておきます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番尾口慶悦議員、10番色川晴夫議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの15日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの15日間に決定しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、あいさつと行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、あいさつと町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例改正が1件、指定管理者の指定が13件、平成22年度補正予算が8件、平成23年度当初予算が9件、人事案件が2件、それにその他案件が2件で

ございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成22年12月10日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月10日には第4回松島町議会定例会を招集し、15日までの会期において、町営墓地の指定管理者の指定、松島町監査委員の選任に係る同意、及び各種会計補正予算について、ご審議をいただき、ご承認をいただきました。

1月9日には、成人式を挙行し、松島町観光親善大使の速水けんたろうさんも駆けつけ、新成人127人の門出をお祝いしております。

1月18日には、第1回松島町議会臨時会を招集し、松島町運動公園の指定管理者の指定、補正予算につきまして、ご承認をいただきました。

同日及び2月8日には、議会全員協議会において、松島町長期総合計画第三次基本計画中間案及び松島町景観計画中間案について協議をさせていただきました。

2月5日、6日には、恒例の松島かき祭りが開催され、2日間で約9万5,000人が来場し、たくさんの方々にカキのおいしさを楽しんでいただき、また、松島町観光親善大使の水森かおりさんも特別出演していただいたこともあり、会場は大いに盛り上がりました。

2月20日には、松っ子祭りが中央公民館で開催され、約800人の親子が参加し、昔の遊びや工作などを楽しんでいただきました。

2月23日には、ロシア・ニジェゴロド州政府職員が来町され、瑞巖寺、円通院、観瀾亭ほかを現地視察されました。

2月25日には、議会全員協議会において、松島町防災計画案及び松島町長期総合計画第三次基本計画案について協議をさせていただきました。

次に、要望等についてであります。特別名勝「松島」地域の景観保持（松くい虫対策）に関する要望書を関係機関に提出しております。

そのほかの諸報告は記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

1. 出納検査・監査の報告についてであります。12月20日、1月24日、2月18日に例月出納検査の報告をいただいております。

また、2月18日に、議会からの監査請求に基づき、監査された結果の報告をいただいております。

請願・意見書等の受理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

意見書等の処理であります。記載のとおり6件をそれぞれ処理しております。

行政視察であります。1月24日に福島県田村市議会広報広聴調査特別委員会、1月25日に群馬県吉岡町議会より行政視察に来町しております。

会議等であります。12月10日の第4回松島町定例議会を含め総件数24件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載の内容のとおりであります。

議会だよりの発行です。2月1日に第105号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

議員・委員派遣についてであります。ゲーミング・エンターテインメント複合施設誘致対策特別委員会関係の委員派遣が2回、また、1月20日の二市三町議員研修会がホテル壮観で開催され、緑山市朗議員ほか13名を派遣しております。

ほかに、宮城県町村議会議員講座及び「平成22年度浄化槽シンポジウム・宮城」への議員派遣など、記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告を求めます。

初めに、宮城東部衛生処理組合議会の報告を求めます。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） おはようございます。13番後藤でございます。

宮城東部衛生処理組合議会関係についてご報告をいたします。

去る12月20日、平成22年第4回宮城東部衛生処理組合議会定例会が、宮城東部衛生処理組合会議室において開催されました。

会議に付された案件は、補正予算1件であります。

議案第6号は、平成22年度宮城東部衛生処理組合会計補正予算（第2号）についてであります。歳入については、特別負担金、行政財産使用料、財政調整基金利子、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の配分金、電気料等の実費、徴収金の収入増額及び歳出の減額によるごみ処理費負担金の減額、特別負担金の増額に伴い、投資的経費負担金の減額であります。一方、歳出については、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正による人件費と執行見込みのついた塵芥処理施設維持管理経費のうち、委託料の減額を行うものであり、歳入歳出それぞれ994万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を8億1,105万8,000円とするものであり、

審議の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上で、宮城東部衛生処理組合議会の報告といたします。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区環境組合議会の報告を求めます。5番阿部幸夫議員。

○5番（阿部幸夫君） 5番阿部でございます。では、環境組合の報告をさせていただきます。

平成22年12月21日に塩釜地区環境組合が開設されましたので、ご報告いたします。

平成22年度6月、7月、8月、9月の組合会計現金出納状況について、組合監査委員カンノマサジ氏、タカハシカツヒロ氏より検査結果報告がなされました。

収入済額が、6月、7月、8月、9月の総額で5億5,340万2,877円、支出済額が同じく4カ月で2億7,172万4,491円。次に、組合業務の本年度4月から11月までの実績報告がなされました。生し尿は、松島町の2,453.72トンを含め、全体で6,116.81トンでありました。浄化槽汚泥につきましても、松島町の244.67トンを含め、全体で1,948.87トンでありました。乾燥汚泥は178.03トンで、資料として全部配付なされております。火葬実績は、松島分といたしまして110件を含め、総計で1,241件でありました。

組合議員、高橋辰郎、同じく阿部幸夫、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、塩釜地区消防事務組合議会の報告を求めます。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） それでは、平成22年度第4回塩釜地区消防事務組合議会の定例会の報告をさせていただきます。

開催日時は、平成22年12月21日火曜日、午後1時より、場所は、塩釜地区環境センター大会議室、これは現在消防本部が解体で新しく建てられておりますので、環境組合の方でやっております。

概要でございますが、まず、会議録署名議員の指名、それから会期を12月21日の1日間と決定、行政の方から諸般の報告があり、その中で専決処分の報告で、多賀城市で去る9月30日に発生した消防ポンプ車と軽自動車の交通事故における損害賠償の専決処分の報告がなされました。

次に、管理者より行政報告がなされ、続いて議案審議に入ったんですが、議案は、第11号平成22年度塩釜地区消防事務組合一般会計補正予算（第1号）、議案第12号平成22年度塩釜地区消防事務組合介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）、議案第13号平成22年度塩釜地区消防事務組合障害者自立支援審査事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正予算は、決算体制に向けて、歳入歳出各款項予算の調整と地方債の変更を行うとともに、年度内に契約行為を必要とする事項について、債務負担行為の設定を行うものであり、3議案とも原案どおり可決されました。

一般質問はございませんでした。

塩釜地区消防事務組合議員、太齋雅一、高橋幸彦。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

次に、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。1番緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山です。宮城県後期高齢者医療広域連合議会のご報告をさせていただきます。

宮城県自治会館におきまして、去る1月25日に全員協議会、2月2日に平成23年第1回定例会が開催されました。

今次定例会に提出された5議案のうち、主要案件は、後期高齢者医療制度施行4年度目に当たる平成23年度の一般会計並びに特別会計の予算についてでありました。

広域連合の職員人件費等の組織運営費を賄う一般会計の歳入歳出予算の総額は8億6,817万2,000円で、前年度比マイナス1,470万7,000円の1.7%減、保険給付費が歳出の99%を占める特別会計の歳入歳出予算の総額は2,167億6,417万8,000円で、前年度比プラス91億3,919万6,000円の4.4%増でありました。特別会計予算が前年度比増となった理由は、被保険者、すなわち75歳以上の高齢者が、平成22年度の26万6,000人に対して、平成23年度は27万2,000人へと6,000人余り増加することや、医療費の自然増に伴う保険給付費の増加が見込まれることのゆえであります。2年度ごとに見直すと定められている保険料は、昨年改定されたため、平成23年度は平成22年度と同様の保険料率による徴収となることから、予算内容につきましては、さしたる異論もなく、2案とも、そして他の議案もすべて原案どおり可決されました。

今次定例会で議論が集中いたしましたのは、厚生労働省が昨年12月に取りまとめた現行制度廃止に伴う新制度案についてでありました。今回の最終取りまとめは、高齢者医療制度改革というよりは、むしろ国保の都道府県単位化を図っていくということに重点が置かれた内容となっており、財源の枠組みについては、現行制度とほぼ同じで、加入関係だけは後期高齢者医療制度創設前に戻し、国保について広域化を図るということでありました。

医療保険制度は、すべての国民が同じ医療保険制度のもとに、安心して医療が受けられる医療保険制度の一本化が最終目標であるが、今回の改革がそのための1過程であるにとらえるならば一定の評価もできるが、広域化によって国保の構造的な問題がすべて解決するわけ

ではない。また、医療費の財源については、現行の費用負担割合の一定の枠内での改正となっており、これからも増大していく医療費を、だれが、どれだけ、どのように負担していくのがベターなのか、国民的合意が得られる方法について十分検討される必要があり、現在、国で行われている社会保障と税の一体改革の方向と内容を注視していく必要がある。

しかし、広域連合としては、現在、現行制度は被保険者の理解も進みつつあり、制度運営も定着しつつあると把握しており、この制度が続いている間は被保険者に不安と混乱が生じないよう、着実に運営していかなければならない。

以上が広域連合の執行部並びに議会の大方の共通認識でありました。

ところで、新制度は、当初、今年の通常国会での早い時期での法案成立、そして2年の移行期間を経て平成25年4月施行の予定でありましたが、現今の国会の混迷状態により、厚生労働省の事務方としては、それがもう一年先延ばしになるであろうとの認識を既に抱いているとのことでもあります。

ともかく高齢者医療制度については、今後も先行き不透明な状態が当分続くことは間違いないであろうと思われるところであります。

以上でご報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

以上で事務組合議会の報告を終わります。

---

日程第4 請願第2号 「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願について（継続審査）

○議長（櫻井公一君） 日程第4、請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第4回定例会において、第2常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

審査につきましてご報告申し上げます。

件名、請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願。

審査の期日・場所、平成23年1月13日木曜日、第1委員会室ほか記載のとおりであります。

出席委員、渋谷秀夫ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、請願者 全日本年金者組合宮城県本部松島支部長 ■■■■■氏。

採決の結果、不採択とすべきもの。

審査の概要でございます。

平成22年12月10日、当委員会に付託された請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願の審査概要は、請願提出者に対し委員会審査に出席を求め、請願の趣旨について説明を受けた。

同時に厚生労働省が検討を進める後期高齢者医療制度の廃止後の新たな制度の具体的なあり方について厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」が取りまとめた最終案と、その案に関する基本的資料ならびに各種新聞報道等も参考にして審査を行った。

各委員からの主な意見としては次のような意見が出た。

- ①老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行する際にも、長い期間を要したもので、十分に国民の意見を聞いてからでも遅くはない。
- ②老人保健制度はベターではないが、後期高齢者医療制度を廃止して新制度が作られるまで、とりあえずは老人保健制度でもよいのではないかと。
- ③老人保健制度は市町村によって格差が生じる保険料や負担割合等の不備が指摘され後期高齢者医療制度へ改正されたもので、また老人保健制度に戻すことは賛成できない。
- ④高齢者医療制度改革会議がまとめた新制度案が各方面から内容の不備が指摘されている。
- ⑤新制度の成立が見込めない中で提出された請願は時期尚早である。
- ⑥請願者の求める国民健康保険への国庫負担金の財源措置は不透明である。

以上、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。

ちょっとお聞きしたいんでありますが、この主な意見であります。この一つ目からちょっとお聞きしたいんでありますが、老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行するときには長い期間を要したんだから、十分な国民の意見を聞いてからでも遅くないと。この長い期間を要したにかかわらず、うまくなかったから戻すと、戻してほしいというふうな要望なのではないかなと、こういうふうには考えられないのかと。

それから、二つ目は、保健制度はベターではないが、後期高齢者医療制度を廃止し新制度が作られるまでとりあえず老人保健制度でもよいのではないかと。その作ろうとしているの

がうまくないからということだから、これを採択してやった方が早く進むのではないかと、こういうふうを考えられるわけでありますが、そういうふうな議論があったのかどうか。

それから、保険制度は市町村によって格差が生ずる保険料や負担割合等の不備が指摘された後期高齢者医療制度へ改正されたもので、また老人保健制度に戻すことは賛成できない。ところが、戻すことによって必ずしも今のやり方がうまくないから直せと、内容的に直せと、こういうふうなこともあり得るのではないかと、こういうふうを考えられるわけでありますが、そういうふうな議論があったのかどうか。

それから、高齢者医療制度改革会議がまとめた新制度案が各方面から内容の不備が指摘されている。指摘されてるからもとに戻す、もとに戻すときには、そういうような内容も吟味してほしいというふうなものもあってこの請願がなされたのではないかなと、こういうふうに思うわけでありますが、その辺は議論なされたのかどうか。

それから、新制度成立が見込めない中で提出される請願は時期尚早。新制度が成立見込めないよと、だから早くもとに戻せと、こいなことで請願を全国的にそういうふうな何が出てくれば、制度の改革について一生懸命やっていくのではないかと、決まってしまってからだに請願も何も要らないのではないかと、こう思うわけでありますが、いかがな、その辺は議論がなされたのかどうか。

それから、請求者が求める国民健康保険への国庫負担の財源措置は不透明だと。不透明だから透明になるようにさせると、こういうふうなこともこの請願の趣旨にはあるのではないかなと、こう思うわけでありますが、そういうふうな議論がなされたのかどうかお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 質問は6問にわたりますので、1問ずつお願いしたいと思っております。

最初の1番の問題でございますが、これは、先ほど緑山議員から報告がありましたが、これまで、新政権になりまして老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行するまで10年ほどの期間を要してやってきたものであると。それで、現在4年目を迎えて後期高齢者医療制度も大分浸透しまして、もう少し見直しとかそういうものでやっていったらいいのではないかと。ここで、また別な制度にするのには2年か3年もかかるということであれば、やはり十分に皆さんの意見を聞いて、そして新しい制度にした方がいいのではないかとということでございます。とりあえず、以上です。

○議長（櫻井公一君） 委員長、もし答えられるのであれば、6問全部答えてください。6問

全部答えて、なお再質疑の場合は一問一答できます。

○7番（渋谷秀夫君） 2番の質問でございますが、この老人保健制度にとりあえずは戻してもいいのではないかというような発言があったわけでございますけれども、後期高齢者制度にかわったのはなぜかという、やはり老人保健制度が抱えていた高齢者と現役世代の負担割合が格差があると、それから地方によっても加入する制度によっても格差があるので、これは是正されたもので、それが後期高齢者になったのであると。それが、また老人保健制度にとりあえずとは言えども戻しておくということは、またそこに制度上これを是正するまで期間もかかるし、またそこから新しい政策にもっていくまでも時間がかかるのではないかというような意見でございました。

それから、3番につきましては、今2番で申し上げたとおりでございます。

4番目、高齢者医療制度改革会議がまとめた、新制度は各方面から内容の不備が指摘されている。これは参考資料を見ていただければわかるわけですが、ここに厚労省案の骨子がありまして、これに対して全国知事会並びに与党からも、それから経済4団体からもいろんな改正案ですか、そういうものが出されて、それが反対が指摘されているわけですね。そういうときにあって、またそういうときに拙速にこれを進めることはないのではないかというような発言だったと思います。

それから、5番の新制度の成立が見込めない中で、提出された請願は時期尚早であると。この意見に関しましては、このように各知事会あるいはこういう与党からも出ている、そういうときに、制度そのものの政策に非常に不安がある中で、また成立が非常に危ぶまれているときに提出された請願であるので、もう少ししっかりした骨格がまとまってから請願されてもいいのではないかということで、こういう意見が出ました。

それから、6番目の請願者の求める国民健康保険への国庫負担金の財源措置は不透明であるということでございますが、この場合、じゃあその財源はどういうものに求めていったらいいのかと。例えばここにある国庫負担金で全部やるとすると幾らぐらい必要なのか、それを考えた場合、大変な金額になるわけで、法人税の引き上げ、それから資産家への優遇税制をやめるべきであると。それから、むだな公共事業はしないようにした方がいい。それから防衛予算の削減等ですね、そういうものをすればその財源はできるのではないかというような発言でございましたが、なかなかこの問題に関しては、当委員会では審議をすることが、不透明という言葉を使っておりますけれども、なかなか難しいのではないかと意見が出ました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 不採択にしたんだからいいんでありますが、ただ、不採択にするのに当たって、どういうふうな議論がなされたのかなと私は思って質問をしているわけです。最終的には委員会としては不採択にしたと。だから、今1番で言うと、10年のなにて今4年目を迎えているよと、だけれども、だめだから直そうとしているわけでしょ。高齢者医療制度、緑山議員もなんですが。ただ、そこらは今、政界の不透明な状況でできないと。ただ、できないけれども、10年かけて一生懸命やったやつ、今4年目だよと、こういうふうに言ってるんですが、4年目でだめになったから直そうとしてるんでないのかと、こういうふうな議論があったのかどうかというようなことを私は聞いてるわけです。一つね。

それから、2番目、ずっと言っていきますから。制度はベターでないけれども、というふうなことなんだけれども、現役と高齢者のなにかがうまくいってないと、こういうふうなことなんですが、とりあえずいいんでないかと言うんだければ、とりあえずいいんだらば、最初から1番も直す必要がないのではないかと。この求めに応じているのは、高齢者医療制度の案がうまくないから新しいのに作りかえますよと、こういうふうに言ったんだけれども、今、不透明だからできないんだと、こいなことであれば、透明にさせればいいですよ。だから、国の考え方までこの町の議会が考えてやる必要がないのではないかなと。国は国、町は町で考えて、その第2委員会は、これはいいというふうなもので請願の採択なり不採択なりをすべきなのではないかと、こういうふうに思ったから聞いたわけで、具体的にどうなんだというようなことだけ教えていただきたい。

それから、3番目も2番と同じだよと、戻すことには賛成できないと言うんだら、最初から1番も2番も同じような結果になるのではないかと。こいつは個人の意見を書いているんでしょから、必ずしもこいつが全部でないと思うんでありますが、そういうふうなことではないのかと。

それから、4番目は、不備が指摘されていると、反対があると。だから、戻すなりなんなりして、いいものにしたらいいんでないかというふうな私は請願に受けとめているわけですが、そういうふうに受けとめたのか、全く反対に受けとめたのか、その辺だけお聞きしていいわけです。

それから、新制度が見込めない中で提出された請願だから早いと。だから、新制度がこういうふうな内容でうまくないと、こういうふうなことだからうまくなるようなものにしろと、前に戻し十分考えろと、こういうふうなことではないのかなと。わざわざこの資料をつけて

いただいたというのは、そういう意味で資料をつけてもらったのではないのかなと、そういうふう考えたのかなと、そこだけお聞きしたい。

それから、国庫負担の財源がどこに求めたらいいのかというふうなことです。この請願の内容には、そういうふうな法人税上げろだのなんだのって書いてないわけじゃないですか。だからだめなんだというふうなこともおかしくなるのではないかなと、こう思うわけですが、その辺についてお聞きしただけで、あとはやめます。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 2番のこの意見は、紹介議員の意見でございました。

それから、4番のこの問題は、しっかりとまとまっていないからということの意見……、多くの委員からは、制度がまだ不備なんだと、そういう状況下で信任するのはどうかと、いかがなものかということが出ました。

それから、6番の件でございますが、この問題は、説明していただいた大友さんとの話し合いのときに出たことでございます。話し合いで意見が出たわけでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は不採択とすべきものでありますので、初めに、原案に賛成の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願に賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

ただいま質疑にもございましたけれども、質疑の中で、やはり請願権というようなことについてどうとらえるのかなというような問題も、私もこの付託の委員会に所属しております。感じていたところでございますが、質疑をしていただいてよかったのかなというふうにも今思っております。

この請願につきましては、平成20年4月から実施されております後期高齢者医療制度の即時廃止を求めることを中心に、廃止後はとりあえず老人保健制度を復活し、将来に向けては、いつでも、だれでも、どこでも平等に受けられる持続可能な医療制度の構築を求める内容でありまして、請願の趣旨は一昨年（平成25年）の総選挙で示された国民の民意そのものであると、このように思っております。その意味では、本町議会としては当然採択すべきものであると、このように考えるものであります。

本請願を不採択することになれば、一昨年（平成25年）の総選挙で示された民意に背くことにもつなが

り、自民・公明政権が政権から転落したと同様に、本町議会が民意から違反することとなるのではないかと、このように思っているところでございます。

また、この制度は、高齢者を75歳で区切って、年齢で医療を差別するなどの重大な欠陥を持った制度であり、このまま制度を平成25年まで据え置けば、来年の保険料見直しで高齢者の負担はさらに増加することや、70歳から74歳の窓口負担も重くなってまいります。

さらに、現民主党政権における制度改革の方向は、後期高齢者医療制度から国民健康保険に戻すこととしているものの、75歳以上を県単位の国保制度に戻すなど、年齢で差別をするという形・姿を残したままの改変ということになっております。後期高齢者医療あるいは国民医療に対する責任を国がしっかりと果たそうという姿勢にはなっていないのではないかと思うのであります。

こうした時期、状況の中で、後期高齢者医療制度は即時廃止せよという民意をしっかりと国に上げていくことこそ住民の代表機関である議会の役割ではないかと考え、請願の採択に賛成するものであります。

以上申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。7番 渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。本案に反対の立場から討論に参加いたします。

民主政権、新政権にかわり、2008年4月から施行されてきた後期高齢者医療制度を2013年2月で廃止し、その年の3月から新制度を導入すると発表した。新制度案は、厚生労働省が高齢者医療制度改革会議を幾度となく開催しまとめ上げた制度案であるが、各方面から反対の声が出て、法案提出が先送りになるのではと予想されている。

今回の請願の趣旨は、将来の高齢者医療については国民の声をしっかりと聞いて進めるべきである。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、新制度ができるまでとりあえずはもとの老人保健制度に戻すべきと訴えています。

そもそも老人保健制度から後期高齢者医療制度とかわったのは、老人保健制度の抱えていた拠出金の高齢者と現役世代の負担割合の不明確さ、それと加入する制度や市町村によって高齢者の保険料の格差拡大が生じ、制度持続が危ぶまれてきたからにはほかなりません。

請願項目の多くは同意できる面もありますが、もとの老人保健制度に戻すことに対しては賛成できるものではありません。持続可能な医療制度を十分に時間をかけて構築されることを望みまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。  
討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、請願第2号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

---

日程第5 請願第3号 「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」  
の採択を求める請願について（継続審査）

○議長（櫻井公一君） 日程第5、請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第4回定例会において、第2常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

それでは、審査につきましてご報告申し上げます。

件名、請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願。

審査の期日・場所、平成23年1月13日木曜日、第1委員会室ほか記載のとおりでございます。

出席委員、後藤良郎ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、請願者 全日本年金者組合宮城県本部松島支部長 ■■■■■氏。

採択の結果、不採択とすべきもの。

審査の概要でございます。

平成22年12月10日に当委員会に付託された、請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願の審査に際して、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願と関連していることから、請願者からの趣旨説明及び請願の中に示されている民主党政権が昨年6月29日に決定した新たな年金制度を中心に、各委員から意見を求め審査を行った。

各委員からは、無年金、低年金者とはいかなる人をいうのか、少子高齢化が急速に進む中で制度の存続等の考え方やまた無年金、低年金者の方に生活支援金を支給した場合、これまで

保険料を納付してきた者と納付しなかった者との公平性の問題等の意見が出された。

以上、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（櫻井公一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 大変申しわけないんですが、ここでもちょっとお聞きしたいんですが、各委員から出た、無年金者、低年金者とはいかなる人を言うかと判断をされて、どのような内容だったのかお知らせをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 無年金者についての審査を行ったのかということでございます。一般的な年金受給年齢は65歳以上となるわけでございますが、今後、保険料を納付しても、70歳までは納付できるわけでございますけれども、その年金を受給できない人を無年金者と呼ぶとされております。しからば、現在、無年金者は全国でどれくらいになるのかということでございますが、平成19年12月の社会保険庁公表資料によりますと、最大で42万人と推計されております。また、この数字に60歳未満、また60歳以上64歳までの者を含めると、請願者が述べているように100万人を超しているものと思われま。

また、年金の空洞化と今言われておりますけれども、失業者やフリーター、あるいは請け負いなどの不安定雇用労働者、その多くは若者たちでございますが、年金保険料を支払っておりません。いわゆる保険料の未納者であります。その数が約1,000万人と言われている状況であります。

また、企業主が景気の低迷から保険料を拠出しなくなってもいます。いわゆる年金の財源に穴があいていくということ、こういうものを空洞化と言っているようであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は、無年金者というのはどういうんだかと、低年金者というのはどういうんだというふうな内容を審査されたのかと、こいつを聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 無年金者というのは、ただいま申し上げましたように、65歳以上で、今後70歳まで納付できることができるんですが、掛けても年金を受給できない方を無年金者と呼ぶというふうに使われております。

○議長（櫻井公一君） それを審査したんですか。その内容を審査したんですか。

- 7番（渋谷秀夫君） ええ、内容は……審査しました。
- 議長（櫻井公一君） 質問者はそれを聞いてるんで。
- 9番（尾口慶悦君） 今ね、無年金者というのはこういうんだと、65歳以上で、今納付しても年金が支給されない人を無年金者と。低年金者というのはどういうんですかと聞いてるんですよ、私。無年金者というのはどういうんだ、低年金者というのはどういうんだと、これを審査したんだらば、その内容を教えてほしいと言ってるんだ、私。

○議長（櫻井公一君） それでは、13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 無年金者に関しては、今、委員長が述べられたとおりでございます。低年金に関しては、どうしてもある一定期間納められなかった人、または年金のその金額が少なかった、さまざまな状況でなった、そういう方を低年金ということで、その審査の中ではみんなで議論はいたしました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 低年金というのは、20歳になったけれども、所得がなくて申請で免除された人というふうなことになるんだと思うんでありますが、そういうふうな理解でいいのかどうか。無年金者というのは、全然申請も何もしないで、年になったと、欲しいと言ってもだめなんだよと、こういうふうに言ってるんだと思うんでありますが、それでいいのかどうか、皆それまで吟味されたのかどうか。

それから、支給した場合、保険料納付してきた者との公平性が問題だというふうなことです。今もう生活保護も同じだと思うんですよ、考え方として。何も金出さないで、税金納めた納めないにかかわらず、生活に困窮すれば生活保護を申請できるわけです、もらえるわけです。そうすると、無年金なり低年金者は、そのまま、では放置していいのかと。こいつは引き上げを求める意見書だから、放置しておいたんではうまくないんでないかというふうなことでしょう。憲法で保障された最低生活を保障することは緊急の課題となっているんだよと、だから最低年金だけは欲しいと、やってほしいと、こういうふうなことなんではないんですか。

そうだとするならば、この公平感が出ないと、不公平だと、こういうふうなことで、んでその人たちはぶんなげていいんだと、議会としてもそういうふうに思って不採択にされたのかどうか、その辺まで吟味されたのかどうか、お聞きしたいわけでありまして。

これも不採択にしたんですから、これ以上のなにはしませんけれども、そこまでしないと、単にこの条文だけ見て、無年金だ、年金も納めてない、だからもう切っちゃってなげんだ

よと、こういうふうなことでいいのかなと、こういうふうに思うわけです。低年金者も、もう年金納めたいけれども納められない、だから申請免除して待っててくださいと、こう来た人だと思うんですよ。だから、そういうふうな人たちも皆、おまえたち掛けないんだから、だからいいんだよと、ぶんなげていいものかをどうかと。これはそういうふうなことだと思うんですよ、高齢者の生活実態に見合う年金を引き上げてほしいと、こういうふうなことを国に訴えてほしいというふうな要望のように見えるわけではありますが、そういうふうな要望までなかったんですか。

○議長（櫻井公一君） というふうな内容を議論されたかということでございます。7番渋谷秀夫員。

○7番（渋谷秀夫君） 生活保護の問題につきましては、問題は委員会の中で出ました。ただ、この生活保護の場合は、非常に要請してもなかなかとれるものではないので、そういう簡単にはいかないのだよということで、そういう意見も出ました。

それから、放置してもいいのかと、そういう話まではけっしてではしなかったんでございますけれども、ここで問題となっております支援金の問題ですね、この支援金を上げる場合、財源の問題が出ました。これを、どれくらいの人になるかわからないんですが、そういう方に支援金を差し上げるとなると、非常に莫大な費用がかかってくると。そして、意見書の中にもありますように、これまでこつこつと支払ってきた人たちがいるわけで、それをこれまで支払わないでいた人に支払うということはいかがなものかと、働く人が少なくなるのではというような極端な意見も出たものであります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。委員長報告は不採択とすべきものでありますので、初めに、原案に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願に賛成の立場から討論したいと思います。

この請願につきましては、請願の紹介の際にもいろいろと説明をさせていただいたわけでありまして。高齢者の生活というのは、この間の10年間の間に年金が3回も引き下げられ、また、公的年金等控除の縮小であるとか老年者控除の廃止、低所得高齢者の住民税非課税措置の廃止などがやられてまいりました。さらには、医療や介護保険料の上昇と、そういったことなどもありまして、高齢者の生活というのは大変脅かされて、厳しさを増してきたというのが

現状であります。

そうした中で、国の方におきましては、物価上昇があったにもかかわらず、平成21年度に引き続き平成22年度も年金を据え置いていると、こういう状況でございます。公的年金制度は、保険料を一定期間納付した場合に受給できるものでございまして、2階建て制度の1階部分である国民年金は二十から40年間にわたって保険料を払い続けなければなりません。そのため、未加入や保険料の未納などによって受給資格要件を満たさない場合には無年金になったり受給資格があっても加入期間が短い場合には受給年金が少なくなるなどの問題があるわけであります。

年金は、高齢期の生活を保障するものであります。憲法第25条の生存権を保障する社会保障制度であります。今、国民年金だけの受給者の平均受給額は4万6,000円余りと単独では生活できないほどの低さになっております。最近は、こうした社会保障制度に対する不信や国民年金保険料の滞納などの増加とも相まって、将来無年金・低年金となる方々の増大も懸念されております。

先ほどの質問の中でも出ておりましたけれども、納めたくても納められない、そういう方々もたくさんおられまして、毎日の生活に苦しむ多くの無年金・低年金者への経済的支援というのは、本当に急務の課題であると、このように思います。

本町におきましても、高齢化率が30%を超えるなど、高齢者の方々の消費支出が落ち込んだままでは、地域経済の活性化にもつながらないと思います。地域経済の停滞に拍車をかけるような無年金・低年金の状態、こういうものをしっかりと把握をして、こうした方々に対する生活の支援をする、生活支援金の支給をするということが私は本当に今必要なことだと、このように思っております。

そういうことを述べさせていただきながら、請願第3号に対します賛成の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。7番 渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。本案に反対の立場から討論に参加いたします。

請願者が指摘しておりますように、現在の無年金・低年金者と言われる人たちの増大はゆゆしき問題であります。早急な対策が望まれるところであります。

新政権は、昨年6月に新たな年金制度案を提案しました。それによると、2013年に関連法案を提出するとしております。柱として、現在の厚生年金、国民年金、そして共済年金の各年金

を一元化して、全国民が加入する年金一元化や、最低限の年金額が保障される最低保障年金の導入が挙げられます。

この問題は、社会保障と税の一体改革に向けた議論の中で審議されておりますが、各党や各界からは改革案が指摘されており、相違点が目立っているところであります。

新政府は、4月に中間報告を行い、6月に実施時期を含む政府案を決定するとしております。現在の無年金・低年金者に生活支援金を支給すべしという請願であります。

無年金者の中には保険料未納者がたくさんおります。失業者やフリーター、請け負いなどの不確定・不安定雇用労働者、その多くは若者たちであります。公的年金制度への加入は強制的で、保険料を支払っていない人に支援金を給付するということは、財源の問題もあり、また、それ以前にしっかりと苦しい中からも保険料を支払っている人には不公平感があり納得のいく制度ではないと思います。

以上を述べまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第3号を採決します。請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、請願第3号「高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書」の採択を求める請願については、不採択とすることに決定されました。

ここで議事進行上休憩をとりたいと思います。再開を11時20分といたします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第6 請願第4号 「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願について  
(継続審査)

○議長（櫻井公一君） 日程第6、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第4回定例会において、第2常任委員会に付託し、委員会で審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） それでは、審査につきまして報告いたします。

件名、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願。

審査の期日・場所、平成23年1月13日木曜日、第1委員会室ほか記載のとおりであります。

出席委員、後藤良郎ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、請願者 全日本年金者組合宮城県本部松島支部長 ■■■■■氏。

採決の結果、不採択とすべきもの。

審査の概要であります。

平成22年12月10日に当委員会に付託された、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願の審査に際して、請願者からの趣旨説明及び民主党政権が昨年6月29日に決定した新たな年金制度を中心に各委員から意見を求め審査を行った。

各委員からは、最低保障年金制度の必要性は理解できるが、その財源については現在、税方式がよいのか、社会保険方式にするのか、また消費税によらない全額国庫負担での給付は国の制度として可能なのか等の意見が出された。

以上、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 大変申しわけないんですが、大変いいと、必要性は理解できると、こういうふうなことでありますが、必要性が理解できるというのは、皆さん全員のご意見だったんですか。

それから、今いろんな方がいろんな意見を述べてたわけでありましたが、税方式がいいんでないかとか社会保険方式がいいんでないかとかというようにいろんな意見があるわけでありまして、ここでは、この第2委員会が何がいいと思ったのか、その辺を吟味されたのかですね。一つは、必要性は理解できるというのは、みんなが理解したのか、それからこの税方式、社会方式、消費税によらないというような意見が出ただけけれども、どれがいいと皆さんがお考えになってこの不採択にしたのか、お聞きをしておきたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） まず、保障年金制度の制度そのものの理解は各委員が共通いたしており

ます。それで、じゃあ具体的にはどの中身がいいのかという部分では、その部分はまとま  
ってはおりません。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 消費税を使わない方がいいのではないかと、こいな考え方も国の中では  
いろいろ議論されているわけでありますが、まず、最低保障年金がいいと、全員であればで  
すね、ちょっとどうなのかなと、不採択にした理由がですね。消費税によらないと言ったか  
ら不採択にしたのかですね。その辺がちょっと理解しかねるわけでありますが、どんな、単  
にみんなしてばらばらと意見出て、んで賛成ですか、反対ですかというふうなことにしたの  
かですね。どれだらいいんだけど、消費税によらないと言ったからダメだったのか、こ  
れだけは一つお聞きしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 今、尾口議員が言われた後者の方でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑  
を終わります。

討論に入ります。委員長報告は不採択とすべきものでありますので、初めに、原案に賛成  
の方の発言を許します。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野 章でございます。請願第4号「最低保障年金制度の意見書」  
の採択を求める請願につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

年金制度の最大の問題点は、年金だけでは毎日の、日々の生活をとても賄っていけない、そ  
ういう低年金・無年金の人がたくさんいると、そういうことだと思います。国民年金の受給  
額は、先ほども申し上げましたが、平均月額4万6,000円余りで、2万円ないし3万円台の受  
給者も少なくないというのが現況でございます。また、消えた年金など年金制度に対する不  
信や、パート・アルバイト・派遣に象徴されます非正規雇用、不安定雇用の増大で年金の未  
納者が増え続けるなど、将来こうした方々が低年金・無年金になることが予想されるため、  
これらの問題を早急に解決をし、こうした方々に最低生活を保障していくことが今本当に求  
められていると、このように考えているところでございます。

委員長報告は、残念ながら本請願について不採択ということであり、各委員のその判断の大  
きなウエートを占めたのが財源問題であったということが推しはかれるところであります。

本請願は、年金財源としてその財源を消費税によらない最低保障年金制度を求めており、そ  
れが可能なのかということだと思います。

消費税は、1989年に3%で導入され、1997年には5%に引き上げられましたが、いずれのときも福祉のためだとか高齢化社会のため、社会保障のためなどと繰り返し言われてきましたが、この間、医療・福祉分野が少しでもよくなったでありますか。サラリーマンの医療費窓口負担1割が3割負担になったように、医療費の増大や年金受給の引き下げ、障害者への受益者負担金の導入、介護保険制度や後期高齢者医療制度など高齢者への新たな負担増というぐあいに、福祉は次々と切り下げられ続けてきたではありませんか。消費税が導入されて以来、この間、国民が納め続けてきた消費税の総額は224兆円、その一方で89年度の税収と比べた各年度の法人税3税の減収額の累計は約208兆円であります。消費税収入のほとんどが法人税減収分の穴埋めの財源として消えてしまったということが言えるのではないかと思います。

しかも、元関東学院大学教授湖東京至氏によれば、大企業などへ還付された消費税額は上位10社だけで年間約1兆円にもなると言われております。消費税のほとんどが大企業減税のために導入されてきたことは明瞭ではないかと思います。そうした中で大企業は、リーマンショック後も利益を確保し、その内部留保は244兆円にも達しております。今まさに菅内閣のもとで、財政が大変だとか、社会保障の財源が必要とか、そういったことを言いつつ、法人税をまた5%引き下げて消費税を引き上げる議論がされております。史上空前の内部留保を確保している大企業にまた税金をまけてやる一方、低所得者ほど負担の重い消費税で弱者を苦しめる、この弱者を苦しめる消費税をさらに重くして、無年金・低年金の弱者を救う最低保障年金制度の財源に充てるなどということは、まさに矛盾に満ちた話であると考えられます。

大型公共事業や米軍に対する思いやり予算を初めとする軍事費などのむだを削減し、大企業や高額所得者に対する優遇税制をもとに戻して応分の負担を求めれば、10兆円前後の財源が生まれてくると言われております。後期高齢者の生活を保障することは生存権の保障であり、国が本来果たすべき責任であります。すべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するという憲法の精神に立って、一日も早く最低保障年金制度が保障されることを願って、本請願に対する賛成討論とさせていただきます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願の原案に反対し、委員長報告の不採択について賛成の立場から討論をいたし

ます。

この請願の趣旨は、国民が安心して老後の生活を送るための年金制度を構築することであり、その願意については一定の理解を示すものであります。

そこで、この請願になぜ反対なのか、3点について申し上げます。

1点目は、基礎年金について、負担と給付という因果関係が喪失することであります。この請願にある保障年金制度は、基礎年金部分を現在の社会保険方式ではなく、保険料を納めなくても年金がもらえる社会扶助方式に改めるものであります。現在の基礎年金は負担と給付との間に因果関係があり、納めた保険料に対して国庫負担分を上乗せして給付が受けられるという制度であります。しかし、基礎年金を社会扶助にかえた場合、保険料を納めたかどうかに関係なく、老齢基礎年金は一定の年齢に達しただけで給付を受けることができるようになります。最低保障年金は、税金を財源とするものであり、税負担の公平性との観点から国民の理解が得られるかどうかは甚だ疑問に思うところであります。

2点目は、日本の将来像についてであります。例えばニートと呼ばれている若者の中には、納税せず年金の保険料も払えない、もしくは払わない人が多くおります。もし仮に意図的に働かないでいても、税金を払わなくても将来の年金を保障する制度を作るとするならば、国家財政にどのような影響を及ぼすでしょうか。

3点目は、財源の問題であります。現在、国の一般会計予算は税収に対し約2倍の歳出があります。国・地方合わせた長期債務残高やGDPと比較した債務残高は、各先進国と比較しても飛び抜けて悪い状況にあります。もうこれ以上次世代にツケを先送りすることは許されません。仮に最低保障年金を月7万円と仮定しますと、年間約20兆円の新たな財源が必要であると試算されております。今後、年金だけではなく、医療・介護等の他の社会保障にも巨額の財源が必要になってまいります。社会保障を持続させていくために最低でも早期にプライマリーバランスを黒字にしなければなりません。最低保障年金制度を創設するならば、どのようにしてプライマリーバランスを黒字にしていくのか、具体性のある数字で説明する必要があると考えます。

また、請願趣旨の中には、無年金者もしくは低年金者はますます増えていくとあります。基礎年金には低所得者のための保険料免除制度があります。納める意思はあるのに低所得のために納められない人にも最低限国庫負担部分については保障されます。2004年の改正で、国庫負担部分は3分の1から2分の1に引き上げられました。

今後の日本にとって大事なことは、医療や介護も含め、誰もが安心して老後を暮らせる制

度を作るとともに、また、頑張る人、まじめな人が報われる社会保障制度を構築する、この両方が必要であると考えます。まず、誰もが安心して老後を暮らせる制度のためには、例えば基礎年金は所得に応じて保険料を設定する、つまり所得が低くなればなるほど、保険料を低く設定する、そして同じ基礎年金が受けられようにするなど、現行の免除制度をさらに大きく改善することなどが考えられます。そのためには、基礎年金に明確な個人勘定を創設して、自分は幾ら負担すれば幾ら給付を受けられるのか、個人の負担上限額と給付金額をいつの時点でもわかるようにすることが必要であります。基礎年金は自分の将来のための積み立てであるという方向性を明確に打ち出すことが重要であります。その上で、税金、保険料のむだ遣いをなくし、まじめに負担した人が報われる制度を構築することが必要であると考えます。このように社会保険を基本として、その上で国庫で補うということを基本にした改革を行っていくことこそが、財政的にも持続可能な本当の国民皆年金制度の構築につながっていくものと考えます。

以上の理由から、本請願に反対し、委員長報告の不採択について賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第4号を採決します。請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立少数であります。よって、請願第4号「最低保障年金制度の意見書」の採択を求める請願については、不採択とすることに決定されました。

---

日程第7 陳情第1号 「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、陳情第1号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 陳情第1号

「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情について

陳情者 仙台市青葉区本町2丁目1-29

宮城県保険医協会

陳情の趣旨

深刻な不況と、働く人の3分の1が非正規職員という下で、医療費の窓口負担を払えない人など、経済的理由で受診を控える人が増えています。

若年層、低所得者での医療費負担に対する不安の増加、長期にわたって医療費負担を強いられる難病患者、慢性疾患患者の過重負担などのもとで、経済的理由による治療中断、受診の手控えが増え、以前から指摘されてきた歯科だけでなく、医科でも受診抑制がすすんでいます。

このまま受診抑制が続けば、症状が悪化して取り返しのつかない事態になる、多くの国民の健康保持に支障をきたし、さらに国民医療費の増加につながります。

患者負担が重くて医療を受けられない状態では国民皆保険とはいえません。私たちは日本でも先進国並に無料をめざすべきと考えますが、今日の情勢の下、まずは子どもと高齢者の無料化と窓口負担の原則3割負担から2割、出来れば1割への引き下げを直ちに行うべきであると考えます。

以上の趣旨により貴議会において地方自治法第99条にもとづき国および政府に対する「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」を採択されますよう陳情いたします。

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりました。

お諮りします。陳情第1号については、所管の委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書」採択に関する陳情については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8、報告第1号監査の結果に関する報告についての議題に入りますが、菅野良雄議員が席を移動いたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時 分 休 憩

---

午前11時 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 再開します。

---

日程第8 報告第1号 監査の結果に関する報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第1号監査の結果に関する報告についてを議題とします。

本件につきましては、平成22年第4回定例会において可決された監査請求に基づき、監査委員より平成23年2月18日に議会あて別紙内容のとおり報告を受けております。

報告第1号監査の結果に関する報告について、報告を求めます。

局長より朗読をさせます。

○議会事務局長（高平功悦君） 報告第1号

監査の結果に関する報告について

平成22年12月14日付にて、地方自治法第98条第2項の規定に基づき請求のあった監査について、同法第199条第2項及び第3項の規定による監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成23年3月2日提出

松島町監査委員 清野 精 維

松島町監査委員 菅野 良 雄

○議長（櫻井公一君） 説明を求めます。清野監査委員。

○監査委員（清野精維君） 清野でございます。

監査の結果につきまして、ご報告いたします。

12月14日でございますが、議会の方から地方自治法第98条の2項に基づきまして請求がありました監査につきまして、実施結果を報告いたします。

まず、監査の種類が、松島町議会の請求に基づく監査ということになります。

監査日でございますが、22年12月20日、それから23年に入りまして1月13日・19日・25日・27日、2月2日、2月9日の7日間でございます。

監査対象機関が、松島町の町民福祉課健康長寿班でございます。

4番として、監査請求事項。「松島町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」に基づきまして、平成22年1月に公募により実施された公募要領・松島町認知症対応型共同生活介護事業整備予定事業者の選定結果等の内容について、というのが監査請求の内容でございます。3点ございます。

①事業者の公募要領の策定経過。

②同事業の選定委員会の構成委員並びに審査内容結果等。

③評価項目・評価基準に係る各配点及び総合点数ということでの監査請求でございました。

5番としまして、監査の方法でございますが、関係課より監査に必要な関係書類の提出を求めまして、閲覧するとともに、自治法第199条第8項の規定に基づきまして、担当課職員に説明を求め、経過について状況を聴取して監査を行ったところでございます。

場所につきましては、主に監査委員室でございます。

着眼点を次の3点といたしました。

(1) 地域密着型サービス指定候補事業者公募要領の募集基準、それが適正な内容であったかということ。それで3点ほど主眼としております。

(2) としまして、認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会の選定方法は、適正であったかということ、5点に基づいて着眼しております。

それから、(3) ですが、業者選定結果は適正であったのかということがございまして、4点について着眼し、実施いたしました。

結果についてでございますが、(1) の策定結果①から⑤まででございます。これもさきに議長あてに提出しておりますので、読了、ご了知のことと思っておりますので、読みは省略いたします。

(2) の構成委員・審査内容も①から⑥までで表現してございます。

(3) は③でございます。

それらをまとめまして、9. 監査の意見ということで、5ページに記載してございます。これを読みながら説明いたします。

(1) 地域密着型サービス指定候補事業者公募要領（認知症対応型共同生活介護）については、実績のある自治体を参考に、過去の事例を考慮し作成されている。認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会の選定結果については、応募事業者の書類審査を踏まえヒアリングを実施し、委員間で議論・協議され、指定候補事業者が選定されていた。

(2) 非公表・非公開について、地域密着型サービス指定候補事業者公募要領の「選定された指定候補事業者は、公表」「評価項目・評価基準に係る各配点・審査内容等は、非公表」等の内容を踏まえた上で、各事業者は応募しております。

認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会の委員につきましても、委員会設置要綱「第7条第6項 選定委員会は、非公開とする。」「第8条 守秘義務」がございまして、その内容を承諾の上、整備予定事業者の申請書類・選定に当たっておりまして、現時点においては、情報公開条例第8条第5項の規定もあり、公表・公開等は、できないものというふうに判断いたしました。

(3) 評価項目・評価基準につきましては、利用料の設定とか補助金の利活用等については重視されておらず、制度や仕組みの説明が十分とは思えないところがありました。

しかし、公平な審査から外れてしまうものではなく、総体的には妥当なものというふうに認められました。

(4) 情報開示となると、判断基準をすべて明らかにすることになり、今後同様の公募・選定等が実施される中で、評価事務に影響を及ぼし、公平かつ円滑な選定に支障を来すとして、非公表・非公開とされております。

しかしながら、透明性・公平性を保つためには、事業の内容を考慮しながらも、今後の事業執行に当たっては、認知症対応型共同生活介護事業者選定委員会の委員名・選定理由・評価項目の配点・指定候補事業者の評価項目ごとの得点等については、地方自治の本旨にのっとり町民の知る権利を尊重し、情報公開としていくことを望むものでございます。

以上でございますが、資料としまして次ページ以降に公募要領と評価項目、同基準、選定委員会の設置要綱をつけてございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） ご苦労さまでした。

報告事項であります。質疑があれば受けたいと思います。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 監査委員の方々、本当にご苦労さんでございました。

この監査されたご苦労はわかるわけですが、この公募要綱、それから委員の選定委員会の設置要綱、これを非公開にすることが本当にいいのかどうかという。非公開とすると、こうなったから、この公開条例の中でもこれに該当しますよと、こういうふうなことになるわけですが、監査委員さんが最後にお書きいただいたように、監査をする我々議会の立場から言って、何もわからないと、議会が何もわからないと。非公開だよと、一方的に執行者が作ったものが、それが本当にいいのかと、住民に対して理解されるのかと、こういうふうなことまで監査委員としてお考えになったかどうかですね。

こここのところに将来のことを書いているわけですが、この要綱を作ったことに問題があるのではないかと、こういうふうに私は思うわけですが、それらについては、何かそのご検討をなされた経過があるのかどうかだけお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） お答えします。

要綱を作った経緯というものがあまして、参考にしたのは、三沢市、札幌市、石巻市、新

潟ほかでございまして、特に宮城県の石巻市の要綱を参考にしているということでもあります。その際に、いろんなアドバイスというんですか、そういうものがありまして、要綱を作成しているということでありまして、その要綱の中に非公開ということが定められておりました。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 参考にしたところはわかるわけでありますが、その非公開にすることその方がいいのかどうかという、このところに、最後の結びみたいなのを書いてもらっているわけでありますが、監査委員さん本当にご苦労なされたと思うわけでありますが、そういうふうなことにすること自体がいいのかどうか。私らは、監査委員さんに監査の要求をして、こういうふうな結果が出た。これはこれ以上のものないわけでありますが、私らがこれ以上のものを求めるとすれば、地方自治法の100条による100条委員会の設置と、こういうふうなことになるんだと思うんでありますが、これは今後の個人の意見でないわけになるわけでありまして、議会としての議決を必要とすると、100条委員会になればですね。そういうことになるわけでありますが、議会は、この100条委員会の中身を読んでいきますと、今、かなり内容的なものまで開示していかなきゃないんだよと、そして皆さんに理解してもらわなきゃないんだよと、こいなことを言ってるわけですよ。だから、昔の条文そのものでは、これだから100条委員会もだめだよと、こういうふうなことはいかないだろうと、現代社会はですね。こいなこともこの解説で書いているわけでありますが、それからいくと、いささか監査の結果に対しては不満であると、こういうふうなことを一つ申し上げておきたいと。

本当にご苦労はなされたと思うわけでありますが、監査委員さんは、内容的に全部把握されたのか、内容までですね。当然監査委員は、それ以上のものがないわけでありまして、十分に私らに非公開にされるものまで全部開示を受けて、審査をされたのかどうかだけお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 開示について、菅野良雄監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） お答えします。

全部したのかということでもありますけれども、自治法第199条監査委員の職務権限において、おおむね書類等を調査して審査をしたわけでありまして。

それから、非公開の部分については、特に重点的に調査したつもりでありますけれども、委員がおっしゃったように、公開すべきと思う点もあったということは報告の中でさせていただきました。例えばA社とかB社とかC社とか、AC、BCというような形での公開する方法もあったんだろうなと思います。が、しかし、要綱においては、すべて非公開と、非公表

ということでスタートしておりますので、私らもこの場で申し上げたいこともいっぱいあるんですが、守秘義務というものがあまして、なかなか公開できないということをご理解いただければと。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 監査委員さん、本当にご苦労さんだったかと、こういうふうには思うわけですが、公募要領でほとんどのことを非公開にしてしまったわけですね。ですから、我々は聞いてもほとんど返ってこないと、こういうことになるわけでありましたが、今答弁されました中で、要するに参考とした自治体の中で結局非公開にすると、こういう中身があったということなんですが、本町でのさまざまな事業発注というものを考えれば、できるだけやっぱり公明正大にこの事業の発注をしていきますよと、こういう考え方が基本になってきていたのではないかと私は思うんですね。そういう中であって、今回のこの地域密着型サービスの指定事業者の公募ということにおいては非公開ということが優先されてしまったと。その辺の違いですね、なぜそこが優先されてしまったのかと、その辺について、何か詳しい事情の説明があったのかどうか、その辺1点お聞きしたいと。

それから、もう一つは、選定委員会というのがあるんですが、この選定委員会についての議事録、こういうものがきちんとあったのかどうか、それも監査委員さん全部目を通されたかどうか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

それから、監査の意見の（2）の中で、現時点においては情報公開条例第8条の5項の規定もあり公開できないと、こういうふうになっているんですが、いつの時点かで公開でき得ることはあるのかどうか、この辺どういうふうにご考えておられるのか、3点お聞かせいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） まず、最後の非公開ということでございますけれども、委員会の設置要綱の中で第7条の第6項と記載しておりますところに、当初からそういう条件というんですかね、そういうものでスタートしているということでありまして、今公開するということとなりますと、その信頼性というものですかね、委員との信頼性並びに守秘義務というものもかかわってきまして、今となっては情報公開は難しいだろうということでありました。

それから、選定委員会の議事録は残っております。いろんな委員の意見がありましたけれども、中身については非公開ということでご理解ください。

あともう一点、何……。

○議長（櫻井公一君） 非公開優先にする必要があったかと。

○監査委員（菅野良雄君） 審査の中で、我々もいろいろ担当官に聞いたわけでありまして、できるだけそういう失敗をしないようにという思いがあったようでありまして、さらには、その点数を公開することによって、例えばその点数を次の機会に、その点数、その部分だけを直すというんですかね、そういうやり方もできるということで、そういうものを防ぐという意味もあったように伺っております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 大体監査委員さんに聞いてもなかなか答えが、知りたいことが出てくるわけではないんですが、一つ、以前に設置されたという施設ですね、今は休んでいると言ったらいいのか廃業していると言ったらいいのか、そういう施設のことだとは思いますが、この施設についても、入ってくるときには非常に疑問が持たれたわけですね。当時、私も介護保険運営協議会の委員をさせていただいて、委員会の中でこれを認定する前の段階で、「本当にこの事業者で大丈夫なのか」と簡単ではございましたけれども質問させていただきました。執行部の方から「いろいろ問題あっても大丈夫ですよ」というような答えがあって進んでいって、結果としてこういう結果になっているんですね。ですから、やっぱり問題を積極的に明らかにしながら事を進めていくというのが私は非常に大事なことはなかったかなと、こういうふうに思っております。

選定委員会の議事録も残っているということなので、それなりにいろいろと吟味はされたんでしょうけれども、今お話ししたようなことで、やっぱり疑問といいますか不信といいますか、これをなかなか消し去ることは難しいなというふうに思っているんです。

最後にもう一点だけお聞きしますけれども、選定委員の選定に当たっては、いわゆる事業者との関係についてもちゃんと調査をして、公平な選定が行われるようになったんだと、こういうことが言われているんですが、選定委員と事業者の関係がきちんと調べられたということなんですが、これで調べることが本当に可能なのかどうかという問題が私は残っていると思うんです。その辺についてはいかがだったでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） その選定委員と業者の関係についてということでありまして、5月31日、締め切った後に、選定委員と業者の関係をよく調査しております。それで、特に介護保険法の中で決まりはなかったものですから、介護保険運営協議会の委員構成を基本に

して、今野議員、1度質問して聞いていると思いますが、そういうような形で選んでおりました。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。17番小幡公雄議員。

○17番（小幡公雄君） 17番小幡です。監査報告受けまして、本当にご苦労さまでございました。

私は、先ほど今野議員もおっしゃってますけど、疑問が出されて、あれだけこの介護施設、特にこのグループホームですね、これについては大分この議会でも申し上げたところがございます。むしろそういう問題点があったので、本来ならこれは本当に情報公開してやっていかなきゃない代物だと、私なんかはそう思っていたわけですがけれども、ある日突然公募にされたということを聞いて、私は当時、1月29日でしたか、公募の公示をしたということをお聞きしましてびっくりしたわけでございます。その間、1年間、現在はデイサービスで県の方から認可を受けて、桜渡戸とのあの部分については活動が始まったようでございますけれども、待っている人たちも、いわゆる放り出された人14名ですね。その人たちが3年間、結局まだこれから建築するわけでございますから丸3年放置されたままと。現実にあそこ、新しい業者が、指定するわけですから、町がこうしろああしろと言える立場にあるにもかかわらず、それをほっておいて、ある日突然公募にして、それを非公開だと。ますますもって不思議だなというのは誰しもが思うんじゃないかと思うところですね。

これは監査委員さんに最後に指摘があるんで、これ以上申し上げるつもりはありませんけれども、本当に問題があった分だけ私は町としてきちっと公開をして、一つ一つに丁寧に議会にも説明いただきながら、そして指定していくというような方向があっただけでよかったなというようなことで、意見を述べさせていただきました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他にございますか。（「なし」の声あり） 質疑なしと認め、報告を終わります。

清野監査委員、菅野監査委員、大変ご苦労さまでした。

ここで、菅野良雄議員が自席に戻りますので、暫時休憩します。

午後0時06分 休憩

---

午後0時06分 再開

○議長（櫻井公一君） 再開します。

ここで議事運営上、昼食休憩をとりたいと思います。再開を13時といたします。

午後0時06分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

---

日程第9 議案第5号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(朗読説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第5号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第5号

集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第5号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、手樽生活センターの老朽化に伴い当該施設を本条例から削除し、また、本郷区集会施設の建設に伴い、新たに当該施設を加えるために改正を行うものであります。

本郷区集会施設の名称につきましては、本郷区からの要望も取り入れ、「本郷ふれあいセンター」としたものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りをします。日程第10、議案第6号から日程第22、議案第18号までは、指定管理者の指定に関する議題であり、関連がございますので、一括議題として議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第10 議案第6号から日程第22 議案第18号

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第6号から日程第22、議案第18号までを一括議題とします。

議案の朗読を求めます。議案の朗読、高平局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第6号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
垣ノ内集会場	松島町松島区会	平成23年4月1日から
小石浜支館	松島町松島区会	平成26年3月31日まで

議案第7号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
高城公会堂	松島町高城区会	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

議案第8号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
帰命院地区支館	松島町本郷区会	平成23年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで
反町支館	松島町本郷区会	
愛宕支館	松島町本郷区会	

議案第 9 号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
白萩会館	松島町磯崎区会	平成23年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで
華園集会場	松島町磯崎区会	

議案第10号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
名籠支館	松島町手樽行政区会	平成23年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで
古浦集会場	松島町手樽行政区会	

三浦支館	松島町手樽行政区会	
左坂支館	松島町手樽行政区会	

議案第11号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
北小泉・下竹谷地区 コミュニティーセンター	北小泉・下竹谷地区モデル コミュニティー推進協議会	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

議案第12号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
中出山集会所	松島町北小泉行政区会	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
滝ノ沢サブセンター	松島町北小泉行政区会	
後小泉サブセンター	松島町北小泉行政区会	

議案第13号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
蒲サブセンター	松島町下竹谷区会	平成23年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで
大日向サブセンター	松島町下竹谷区会	
中才サブセンター	松島町下竹谷区会	
萱倉支館	松島町下竹谷区会	

議案第14号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
上竹谷生活センター	松島町上竹谷行政区	平成23年 4 月 1 日から 平成26年 3 月31日まで

議案第15号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大 橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
北松島公会堂	松島町幡谷行政区会	平成23年 4 月 1 日から

小ヶ谷支館	松島町幡谷行政区会	平成26年3月31日まで
品井沼第二支館	松島町幡谷行政区会	
中通支館	松島町幡谷行政区会	
上幡谷生活センター	松島町幡谷行政区会	

議案第16号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
根廻分館	松島町根廻行政区	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
後根廻支館	松島町根廻行政区	

議案第17号

指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

名 称	団 体 名	指定の期間
初原コミュニティーセンター	松島町初原行政区会	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
上初原支館	松島町初原行政区会	

議案第18号

## 指定管理者の指定について

集会施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

### 記

名 称	団 体 名	指定の期間
桜渡戸分館	松島町桜渡戸行政区	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで

○議長（櫻井公一君） 続いて、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第6号から第18号指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

31の集会施設に関しまして、引き続き地元区会等の13団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案第6号から議案第18号までの議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

### 日程第23 議案第19号 町道の路線認定について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第19号町道の路線認定について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第19号

#### 町道の路線認定について

次のとおり松島町町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成23年3月2日提出

記

路 線 名	起 点	終 点
城内 1 号線	松島町高城字城内二49	松島町高城字城内二88
城内 2 号線	松島町高城字城内二35	松島町高城字城内二33
城内 3 号線	松島町高城字城内二15	松島町高城字城内二19
城内 4 号線	松島町高城字城内二 6	松島町高城字城内二 5
城内 5 号線	松島町高城字城内一27	松島町高城字城内一59
城内 6 号線	松島町高城字城内一41	松島町高城字城内一23

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第19号町道の路線認定について提案理由を申し上げます。

今回の町道路線認定につきましては、松島町城内土地区画整理事業に係る道路の管理引き継ぎが終了したことに伴い、新規に6路線を町道認定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 4 議案第 2 0 号 町道の路線変更について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第20号町道の路線変更について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第20号

町道の路線変更について

次のとおり松島町町道の路線変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成23年 3 月 2 日提出

松島町長 大橋 健 男

記

旧 新	路線名	起 点	終 点
旧	明神・新橋線	松島町高城字動伝二27-1	松島町高城字明神三5
新		松島町高城字動伝二27-1	松島町高城字城内二21

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第20号町道の路線変更について、提案理由を申し上げます。

今回の町道路線変更につきましては、松島町城内土地区画整理事業により、町道明神・新橋線の終点位置が変更となったことに伴う、路線変更をするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第21号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第21号平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第21号

平成22年度松島町一般会計補正予算（第6号）

平成22年度松島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,988万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,247万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第21号平成22年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳出につきましては、8ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、育児休業に伴う職員人件費等につきまして精査し減額するものであります。

3目広報広聴費につきましては、広報紙発行経費及び町ホームページリニューアル事業の確定に伴い減額するものであります。

8目企画費の委託料につきましては、長期総合計画第三次基本計画の策定及び景観計画策定に係る業務委託料の確定に伴い減額するものであり、負担金補助及び交付金につきましては、今年度、寺町構想景観整備事業2件に対する補助金交付を予定しておりましたが、そのうち1件が事業者の都合により事業延期となったことに伴い減額するものであります。

12目町民バス運行費の報酬につきましては、地域公共交通会議に付する案件がなかったことに伴い減額するものであります。

15目集会施設建設費につきましては、高城コミュニティセンター建設事業の実施設計業務委託料の確定に伴い減額するものであります。

10ページをお開き願います。

4項3目参議院議員選挙につきましては、選挙費委託金及び執行経費の確定に伴い減額するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付事業において、障害者介護給付費及び更正医療、補装具等に要する給付費の増に伴い補正するものであります。

12ページまでわたります。

3目老人福祉費の扶助費につきましては、特別敬老祝金等の確定に伴い減額するものであり、繰出金につきましては後期高齢者医療保険保険基盤安定負担金の確定等に伴い後期高齢

者医療特別会計への繰出金を補正するものであり、老人保健特別会計繰出金については老人医療給付費の精査に伴い減額するものであります。

5目介護保険対策費の繰出金につきましては、介護保険給付費の増に伴い介護保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

2項2目児童措置費につきましては、現在の対象者の実績に基づき精査し、減額するものであります。

5目乳幼児医療対策費の負担金補助及び交付金につきましては、医療費助成の増に伴い補正するものであります。

4款衛生費1項2目予防費の委託料及び4目母子衛生費につきましては、健康診査事業費の確定に伴い減額するものであります。

5目環境衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業の確定に伴い減額するものであります。

2項1目塵芥処理費の負担金補助及び交付金につきましては、宮城東部衛生処理組合で処理しております、ペットボトル及びプラスチック製容器包装有価処理に基づく分配金の増に伴い減額するものであります。

14ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項3目農業振興費の負担金補助及び交付金につきましては、今年度の米概算金下落に伴う営農支援資金の利子補給金について補正するものであります。

4目農地費につきましては、県営土地改良事業負担金の確定に伴い減額するものであります。

16ページをお開き願います。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、町道内町線・内町支線道路整備事業での電力柱・N T T柱の移設につきまして、当初、民地内に移設を予定しておりましたが、電力・N T T及び地権者と協議を行った結果、電力・N T T柱の移設が道路敷地内になり、N T Tの地下ケーブル工事を除き移転補償費が無償となったことに伴い減額するものであります。

6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業の実施件数確定に伴い減額するものであります。

18ページをお開き願います。

10款教育費2項4目学校建設費につきましては、第一小学校屋内運動場整備事業の事業費確定に伴い減額するものであります。

4項2目公民館費につきましては、中央公民館大規模改修実施設計業務委託料等の確定に伴い減額するものであります。

12款公債費1項1目元金及び2目利子につきましては、地方債の借り入れ利率等の確定に伴い減額するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び確定に伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項1目地方道路譲与税につきましては、平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴い地方揮発油譲与税と名称が改められたものでありますが、制度改正以前の滞納繰越分等の対応により名目計上するものであります。

4ページまでにわたります。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金につきましては、今年度の県からの交付見込み額通知により精査し、補正するものであります。

13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金につきましては、今年度の保育料の見込み額により精査し、減額するものであります。

14款使用料及び手数料2項2目衛生手数料につきましては、宮城東部衛生処理組合搬入ごみの減少に伴い減額するものであります。

15款国庫支出金2項7目住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、国からの第2次配分額に伴い補正するものであります。

その他の歳入につきましては、事務事業の精査及び額の確定により今回、補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金へ積み立てするものであります。

本文の5ページをお開き願います。

地上デジタル放送無線共聴施設整備事業及び町道内町線・内町支線道路整備事業については、年度内完了が見込めないため、繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、2款総務費1項総務管理費16目地上デジタル放送難視聴対策費、地上デジタル放送無線共聴施設整備事業の繰り越しについて、説明させていた

だきます。

変更工期は、平成23年5月31日を予定しております。

繰り越しの理由につきましては、施設工事のうち、受信点から送信点までの電送工事部分につきまして、関係機関との協議等に時間を要していることから年度内完成が困難となったため、繰り越しをするものでございます。

なお、今後は、電送の工事を除いた工事は年度内に完了いたしますけれども、4月下旬から5月上旬の電波送信に向け工事を進めることとしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 町道内町線・内町支線道路整備事業の繰越明許費について、ご説明いたします。

町道内町線・内町支線道路整備事業につきましては、寺町構想により、これまで取り組んできた瑞巖寺線、軒端ノ梅線と同様、道路舗装の硬質化、いわゆる石畳舗装及び電柱の移設等まちづくり交付金事業により平成21年度より取り組んでおります。

平成22年度の当初計画では、支障となる電柱を道路敷地より民地の裏側へ移設を計画しておりましたが、電力・NTTに技術検討を依頼した結果、移設が不可能と判断されました。このことから、道路側の民地内に移設を計画いたしましたが、電柱の移設については、所有者の同意が得られませんでしたので、電力柱・NTT柱の移設が道路敷地内となりました。電柱については、13本のうちNTT柱5本を撤去し、全体として8本に減らす計画としております。結果といたしまして、電柱移転協議及び所有者の同意等に時間を要し、今年度完了が見込めなくなりましたので、繰り越しをするものであります。

繰越明許費の150万円につきましては、移転補償費として当初裏道配線及びカラーポールを考慮し、電力柱・NTT柱合わせて13本の移転補償費として1,300万円を予算計上しておりましたが、電力柱・NTT柱につきましては、道路敷地内への移設のため無償となり、NTTの地下ケーブルの移転補償費について補償協定により町負担が生じ、補正するものでございます。

事業完了の見込みにつきましては、特別名勝「松島」の原状変更協議、埋蔵文化財協議及び停電、夜間工事等の電力等の調整が必要なことから、10月下旬を予定しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

5号) について (朗読説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第26、議案第22号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について (朗読説明) を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長 (高平功悦君) 議案第22号

平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号)

平成22年度松島町の国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,491万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,445万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長 (櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長 (大橋健男君) 議案第22号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、共同事業拠出金等の額の確定、特定健康診査等事業及び保険給付費の精査並びに療養給付費等負担金の確定に伴う償還金等について補正するものであり、歳入につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金等を補正し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (櫻井公一君) 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第27 議案第23号 平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について (朗読説明)

○議長 (櫻井公一君) 日程第27、議案第23号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について (朗読説明) を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長 (高平功悦君) 議案第23号

平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度松島町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第23号平成22年度松島町老人保健特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、老人医療給付費等を精査し、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第28 議案第24号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第24号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第24号

平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成22年度松島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ324万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,705万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 議案第24号平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料額等を精査し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第29 議案第25号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）

- 議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第25号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

- 議会事務局長（高平功悦君） 議案第25号

平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）

平成22年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,725万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,178万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2条 繰越明許費」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

- 議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第25号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費の精査及び前年度介護給付費の精算に伴う国・県負担金返還金等並びに介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業について補正するものであり、歳入につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金及び一般会計繰入金等を補正し、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

また、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業については、年度内の完了が見込めないため繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業の繰り越しでございますけれども、地域密着型サービス施設のグループホーム建設に係るものでございます。

繰り越し理由でございますが、補助事業者においては、土地の取得については所有者とは合意しておりましたが、所有者におきまして隣地の方々と境界確認などで時間を要したことで、土地の中央部分を取得とのことで、土砂の撤去による建物の位置づけなどを含め、所有者と調整の時間を要したところでございます。

また、建設におけます特別名勝「松島」の原状変更申請、開発行為に関する申請などの時間を要したことから、事業の進捗がおくれたことから、年度内の完了が困難となったために繰り越すものでございます。

完了は5月の下旬の予定でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第30 議案第26号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第26号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第26号

平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）

平成22年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,496万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第26号平成22年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、消費税及び地方消費税の今年度の中間納付額の確定並びに事業費確定に伴い補正するものであります。

財源につきましては、観瀾亭の抹茶等の売り上げ増加に伴い、売り上げ収入を補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであり、また、福浦橋塗装工事等の事業費確定に伴い精査し、財政調整基金へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第31 議案第27号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第27号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第27号

平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成22年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,186万円を減額し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ8億8,798万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第27号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業費の確定及び精査に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

また、三居山二準幹線築造工事及び初原準幹線築造工事につきましては、年度内完了が見込めないため、繰り越しするものであります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 繰越明許費についてご説明をさせていただきます。

1件目が、松島町公共下水道三居山二準幹線築造工事でございます。この工事につきましては、下水道管の布設の延長148.7メートルでございました。当初の工期が平成22年9月22日から平成23年3月31日としておりましたが、地下埋設物の試掘調査の結果、N T Tの幹線ケーブルの位置に相違があったことから、開削工法から推進工法への変更となりまして、道路工事等に不測の期間を要したため、年度内の完成が困難となったため、23年5月31日まで工期を延期して完成を目指すということでございます。

それから、2件目につきましては、松島町公共下水道初原準幹線築造工事でございます。工事の内容といたしましては、下水道管布設のL42.35メートルでございます。当初の工期が平成22年10月20日から平成23年3月31日まででございましたけれども、これも地下埋設物の試

掘調査の結果、水道管の埋設位置に相違があったことから、仮設工事で交換シーリングという立て杭の仮設があるんですけども、それがライナー工法、それから薬注工法、これを加えた工法変更が必要となり、道路協議に不測の期間を要したため、年度内の完成が困難となったためでございます。それによりまして、工期を5月31日まで延期をいたして完成を目指したいということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

---

日程第32 議案第28号 平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第28号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第28号

平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成22年度松島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条本文括弧書中「1億4,283万6,000円は、減債積立金とりくずし額1,761万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,521万8,000円」を「1億3,383万6,000円は、減債積立金とりくずし額1,761万8,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額626万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億995万4,000円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

支出。

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億4,383万7,000円、補正予定額900万円の減額、計1億3,483万7,000円。

科目、第1項建設改良費、既決予定額1億2,621万9,000円、補正予定額900万円の減額、計1億1,721万9,000円。

上記以外の予算、既決予定額1,761万8,000円、補正予定額ゼロ、計1,761万8,000円。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第28号平成22年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）の提案理

由を申し上げます。

今回の補正につきましては、建設改良費の入札差金の減額補正を行い、資本的支出総額を1億3,483万7,000円とし、資本的支出額の補てん財源を、減債積立金と取りくずし額1,761万8,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額626万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億995万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

ここで、皆様にお諮りをいたします。日程第33、議案第29号から日程第41、議案第37号までは、平成23年度各種会計予算についての議案でありますので、一括議題として議案の朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第33 議案第29号から日程第41 議案第37号

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第29号から日程第41、議案第37号までを一括議題とします。

議案の朗読を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 議案第29号

平成23年度松島町一般会計予算

平成23年度松島町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

---

#### 議案第30号

##### 平成23年度松島町国民健康保険特別会計予算

平成23年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,455万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

---

#### 議案第31号

##### 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,375万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

---

議案第32号

平成23年度松島町介護保険特別会計予算

平成23年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億7,193万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

---

議案第33号

平成23年度松島町介護サービス事業特別会計予算

平成23年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ537万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月2日提出

議案第34号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計予算

平成23年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,515万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大 橋 健 男

---

議案第35号

平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計予算

平成23年度松島町の松島区外区有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年3月2日提出

松島町長 大 橋 健 男

---

議案第36号

平成23年度松島町下水道事業特別会計予算

平成23年度松島町の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億1,674万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

---

議案第37号

平成23年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 5,507戸
- (2) 年間総給水量 216万6,903立方メートル
- (3) 一日平均給水量 5,920立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益 6億2,966万9,000円。

第1項営業収益 6億2,888万6,000円。

第2項営業外収益 78万3,000円。

支出。

第1款水道事業費用 5億8,354万2,000円。

第1項営業費用 5億6,147万2,000円。

第2項営業外費用 1,707万円。

第3項予備費 500万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,457万8,000円は、減債積立金とりくずし額1,732万円、過年度分損益勘定留保資金4,725万8,000円で補てんするものとする)。

収入。

第1款資本的収入 360万1,000円。

第1項負担金 360万1,000円。

支出。

第1款資本的支出 6,817万9,000円。

第1項建設改良費 5,085万9,000円。

第2項企業債償還金 1,732万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、電話交換機リース、期間は平成24年度から平成28年度まで、限度額95万円。

複写機リース、期間、平成24年度から平成28年度まで、限度額120万円。

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,826万6,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、893万3,000円と定める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長(櫻井公一君) 議案の朗読が終わりました。

ここで説明に入るわけではありますが、議事進行上、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、休憩をとります。再開を2時15分といたします。

午後1時58分 休 憩

---

午後2時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、これより予算提案に当たって、町長から平成23年度各種会計当初予算の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） それでは、資料「平成23年度当初予算編成にあたって」によりまして説明をさせていただきますと思います。

本日ここに、平成23年度の当初予算案を提出するに当たり、その概要の説明とあわせて、あいさつを申し上げ、議員各位をはじめ、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。3月定例会につきましても、任期最後の定例会となります。平成19年4月より町民の皆様に町政のかじ取りを託されてから4年が過ぎようとしております。

国においては、平成21年8月に自民党を中心とする政権から、民主党を中心とする政権への移行もあり、国と地方との関係にいまだかつてない大きな変革期に当たった時期でもありました。

一方、町の財政環境については、当初、決して余裕のある状況ではありませんでしたが、三つのキーワード事業である「防災」・「コミュニティ」・「観光」を大きな柱とし、施策の実現に向け一つずつ進めてまいりました。

「防災」では、第五分団及び第六分団消防車庫兼詰所等の整備事業、並びに災害時における本部機能の強化を図るために、災害対策本部設置機能整備事業や防災資機材保管倉庫建設事業を行い、また防災マップを冊子として初めて作成し全戸配布を行いました。

「コミュニティ」では、旧第三小学校及び旧第四小学校を地域活動の拠点となるように地域交流センターとし、また、根廻・上幡谷・上竹谷の集会施設の耐震補強事業及び本郷ふれあいセンターの建設事業を行いました。

「観光」では、観光施設整備事業として、歩行者系サイン整備事業及び双観山・国際交流村環境整備事業、並びに三十刈駐車場整備事業を行い、観光親善大使を中心に、松島ファンクラブを創設し、多くの観光客が訪れていただけるような施策を展開しました。

三本柱の事業以外についても、第一小学校屋内運動場整備事業及び地上デジタル放送難視聴対策事業、並びに福祉施設についても、地域活動支援センター（希望園）、保健福祉センター、各保育所、健康館の施設環境整備事業を行ってまいりました。

また、町の財政調整基金については、平成22年度末で9億3,700万円と過去最高の残高とな

る見込みであり、さらに、長年の懸案事項であった戸籍の電算化も図れ、行財政改革についても着実に推進してまいりました。

この4年間という期間に、これだけの具体的な事業について取り組むことができたことも、議員の皆様はもとより、町民の皆様のご理解とご協力の賜物であります。

今回の予算編成につきましては、義務的経費及び經常経費を中心とした骨格予算で編成いたしました。しかし、まちづくりの基本姿勢である「地域コミュニティの再生や活性化」の啓発や支援の姿勢を持ち、将来、「住み続ける町、行ってみたい町、松島」につながる予算づくりとなるよう取り組んでおります。

それでは、平成23年度一般会計予算案をはじめ、7特別会計、水道事業会計の当初予算案のご審議をお願いするに当たりまして、当初予算の概要についてご説明申し上げます。

平成23年度の当初予算であります。4月に統一地方選挙を迎え、町長選挙を予定していることから、經常経費に加え、前年度に債務負担行為を設定し進めております、第一小学校屋内運動場整備事業及び普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新事業、並びに事業実施が既に決定されている事業を中心に骨格予算を編成し、政策的判断が必要な事業については、今後、6月補正予算で対応することとしております。

予算編成に当たっては、限られた財源の有効活用を図るために、歳出削減はもちろんのこと、歳入の確保に努め、平成21年度の決算審査等における意見及び改善を要するものについての検討を真剣に取り組みました。

平成23年度当初予算の規模は、一般会計歳入歳出総額で52億2,000万円、前年度比7,300万円減、1.4%減の予算となっております。

また、特別会計全体では、42億2,891万4,000円、前年度比1億1,575万4,000円増、2.8%増となっており、水道事業会計では6億5,172万1,000円、前年度比7,498万4,000円減、10.3%減となっております。

一般会計の歳入より主な項目を申し上げます。

町税収入は、前年度に比べ417万2,000円の増となっております。これは、町民税の法人において、精密機械器具製造企業の半導体事業の環境が回復してきたことにより増加を見込んでおります。

一方、地方交付税においては、普通交付税が前年度予算と比較しますと1億1,480万円増となっておりますが、平成22年度の交付決定額に対しては減少の見込みとなっております。

また、平成23年度から実施されます「みやぎ環境税」に伴い市町村に交付されます「みや

ぎ環境交付金」を県支出金に計上しております。

さらに、町債では政策的な事業を6月補正予算へ先送りとしているために、1億2,720万円減少の見込みではありますが、主な町債の内容につきましては、第一小学校屋内運動場整備事業に係る学校教育施設等整備事業債及び臨時財政対策債であります。

歳出についての主な項目について申し上げます。

総務費では、防犯灯設置整備事業及び町民バス運行事業等を計上しており、新たに地上デジタル放送無線共聴施設管理費を計上しました。

また、選挙費では、4月執行予定の宮城県議会議員選挙費及び松島町長選挙費、7月執行予定の農業委員会選挙費を計上しております。

民生費では、平成23年度より身体障害者1級及び2級の方を対象に、タクシー利用助成と燃料費助成の選択制を導入します。

また、障害者自立支援法に基づき、障害者基本計画及び第三期障害福祉計画策定業務を計上しており、子ども手当については、中学校修了前までの子ども1人につき月額1万3,000円、3歳未満の子どもには月額2万円を支給するとして予算を計上しております。

なお、前年に引き続き、緊急雇用創出事業の重点分野雇用創造事業で実施する、介護雇用プログラム推進事業等を計上しております。

衛生費では、前年に引き続き、子宮頸がん等予防ワクチン接種事業を計上しております。また、住民健康診査事業及び合併処理浄化槽設置事業、並びに宮城東部衛生処理組合、塩釜地区環境組合への負担金等を計上しております。

労働費では、前年に引き続き、緊急雇用創出事業の重点分野雇用創造事業で実施する、おもてなし向上推進事業及び中小企業勤労者生活安定資金貸付金等を計上しております。

農林水産業費では、県営事業土地改良事業負担金及び緊急雇用創出事業の重点分野雇用創造事業で実施する農地有効活用事業、並びに松くい虫防除事業等を計上しております。

商工費では、観光客をはじめとする交流人口の拡大を図るために、前年に引き続き、「松島町もっともっとPR事業」等を計上しております。

土木費では、町道等の維持工事費及び平成23年度より松島運動公園（温水プール施設）指定管理料、松島運動公園（管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等施設）の指定管理料を計上しました。

また、都市計画道路根廻磯崎線橋梁部調査設計業務等を計上しております。

消防費では、消防施設整備事業及び自主防災組織運営事業、並びに塩釜地区消防事務組合

への負担金等を計上しております。

教育費では、第一小学校屋内運動場整備事業及び瑞巖寺埋蔵文化財発掘調査事業等を計上しております。

続きまして、特別会計の主な項目等について申し上げます。

国民健康保険特別会計では、医療給付費の増加などに伴い、前年度に対して8,793万7,000円増、4.9%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金の増に伴い、前年度に対して681万7,000円増、3.9%の増となっております。

介護保険特別会計では、介護保険給付費の増加などにより、前年度に対して1億1,579万5,000円増、10.0%の増となっております。

また、介護保険法に基づき、高齢者福祉計画・第五期介護保険事業計画策定業務を計上しております。

介護サービス事業特別会計では、介護予防サービス計画作成費の増加に伴い、前年度に対して85万1,000円増、18.8%の増となっております。

観瀾亭等特別会計では、平成22年度で福浦橋塗装工事が完了したことに伴い、898万6,000円減、10.7%の減となっております。

松島区外区有財産特別会計では、各区の利子積立金等の減に伴い、前年度に対し、31万4,000円減、18.2%減となっております。

下水道事業特別会計では、普賢堂雨水ポンプ場電気設備更新事業等を計上しておりますが、前年度に対して8,604万円減、9.5%の減となっております。

水道事業会計では、老朽配水管布設替工事等を計上しておりますが、収益的支出及び資本的支出の総額が前年度に対して7,498万4,000円減、10.3%減となっております。

なお、今回は当初予算の説明資料としまして、事務事業概要説明書「2011 予算ナビ」を初めて作成しました。当初予算審議に係る資料としてご活用できればと思います。また、内容等については不足等があるかもしれませんが、今後、より良い資料を作成していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で平成23年度当初予算案の概要についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、議案第29号から議案第37号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、皆様にお諮りいたします。日程第42、諮問第1号、日程第43、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める諮問であり、関連がございますので、一括して朗読、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

---

日程第42 諮問第1号から日程第43 諮問第2号

○議長（櫻井公一君） 日程第42、諮問第1号、日程第43、諮問第2号を一括議題とします。

諮問の朗読を求めます。高平局長。

○議会事務局長（高平功悦君） 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所

氏 名 遊佐 征夫

生年月日

---

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成23年3月2日提出

松島町長 大橋 健 男

記

住 所

氏 名 日出山 享子

生年月日

○議長（櫻井公一君） 続いて、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

人権擁護委員 遊佐征夫氏は、平成23年6月30日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

遊佐征夫氏は、人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、人権擁護問題及び人権啓発事業等積極的に活躍されている方であり、再度推薦したいので、よろしくお願い申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてのご説明を申し上げます。

人権擁護委員 日出山享子氏は、平成23年6月30日までの任期となっており、再度委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

日出山享子氏は、人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、人権擁護問題及び人権啓発事業等積極的に活躍されている方であり、再度推薦したいので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 諮問第1号、諮問第2号の朗読並びに提案理由の説明が終わりました。

ここで、質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、意見調整を行いたいと思いますので、暫時休憩します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） それでは、議員の皆様は議員控室にてお待ちいただきたいと思います。

午後2時32分 休憩

---

午後2時37分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、各諮問ごとに行います。

お諮りします。諮問第1号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第2号についてお諮りします。諮問第2号につきましては、適任と答申したいと思えます。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

お諮りします。議事運営の都合により、3月3日の1日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、3月3日の1日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、3月4日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時39分 散 会